

行政法 Chapter 4

Date

/

Date

/

Date

/



行政手続法上の定義に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものの組合せはどれか。

ア 「法令」には、法律及び法律に基づく命令だけでなく、条例及び地方公共団体の執行機関の規則も含まれる。

イ 「申請」とは、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為をいい、必ずしも当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものではない。

ウ 「不利益処分」は、行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいうが、名あて人となるべき者の同意のもとにすることとされている処分は含まれない。

エ 「審査基準」とは、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。

オ 「行政指導」は、行政機関が一定の行政目的を実現するために行われるものであり、当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲内に属するものであることを要する。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・エ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・オ

正解
3

[行政手続法] 定 義

ア 正しい

「法令」とは、法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。）をいう（行政手続法2条1号）。

イ 誤り

「申請」とは、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう（同法2条3号）。

ウ 正しい

「不利益処分」とは、行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう（同法2条4号本文）。ただし、名あて人となるべき者の同意のもとにすることとされている処分は、不利益処分に含まれない（同条4号八）。

エ 誤り

「審査基準」とは、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう（同法2条8号ロ）。本記述は、「処分基準」（同条8号ハ）の定義である。

オ 正しい

「行政指導」とは、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう（同法2条6号）。

以上により、誤っているものの組合せは肢3であり、正解は3となる。